

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 世田谷区組織規則の一部を改正する規則 (76) ..... 2
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (77) ..... 2
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (78) ..... 2
- 世田谷区立保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 (79) ..... 2
- 世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則 (80) ..... 2
- 世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則 (81) ..... 2

### 訓 令 甲

- 世田谷区事案決定手続規程の一部改正 (18) ..... 2
- 世田谷区職員健康管理規程の一部改正 (19) ..... 2
- 世田谷区安全衛生管理者等設置規程の一部改正 (20) ..... 3
- 世田谷区安全衛生委員会設置規程の一部改正 (21) ..... 3
- 世田谷区立児童館衛生委員会設置規程の一部改正 (22) ..... 3
- 世田谷区立保育園衛生委員会設置規程 (23) ..... 3

### 告 示

- 世田谷区立公園条例に基づく水泳場の使用料の収納事務委託の告示 (537) ..... 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (538) ..... 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (539) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (540) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示 (541) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (542) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (543) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示 (544) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定事項の変更の告示 (545) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (546) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (547) ..... 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (548) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (549) ..... 5
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (550) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (551) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (552) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (553) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (554) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (555) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (556) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (557) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (558) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (559) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (560) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (561) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (562) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (563) ..... 6
- 建築基準法に基づく道路指定の告示 (564) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (565) ..... 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (566) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (567) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (568) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (569) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (570) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (571) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (572) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (573) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (574) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (575) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (576) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区

- 域変更及び供用開始の告示 (577) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (578) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (579) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (580) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (581) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (582) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (583) ..... 8
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (584) ..... 9
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (585) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの廃止の届出の告示 (586) ..... 9
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (587) ..... 9
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (588) ..... 9
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示 (589) ..... 9
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示 (590) ..... 9
- 行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく行旅死亡人の告示 (591) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (592) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示 (593) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示 (594) ..... 9
- 車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示 (595) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (596) ..... 10
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示 (597) ..... 10
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (598) ..... 10
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (599) ..... 10
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示 (600) ..... 10

### 公 告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (58) ..... 10
- 都市計画法に基づく都市計画の図書の写しの送付に伴う関係図書縦覧の公告 (59) ..... 10
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告 (60) ..... 10
- 建築基準法に基づく一団地の区域

# 世田谷区公報

等の認定の取消しの公告 (61) ……10

**規 則 (教)**

○幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 (9) ……11

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (10) ……11

**告 示 (選)**

○令和4年7月10日執行の参議院議員選挙における投票管理者の一部を変更する告示 (20) ……11

○公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものの告示 (21) ……11

**告 示 (農)**

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (7) ……11

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。  
令和4年7月22日  
世田谷区長 保坂展人

**世田谷区規則第76号**  
世田谷区組織規則の一部を改正する規則

世田谷区組織規則の一部を改正する規則  
世田谷区組織規則 (平成3年3月世田谷区規則第7号) の一部を次のように改正する。

第9条の第1項中「保健福祉政策部」を「経済産業部に経済産業担当参事を、保健福祉政策部」に改め、同条第2項の表地域包括ケア担当参事の項の前に次のように加える。

経済産業担当参事  
(1) 経済対策の強化及び産業の振興に係る調整に関すること。  
第11条第1項の表経済産業部の項に次のように加える。

経済産業担当参事  
附 則  
この規則は、令和4年7月25日から施行する。

次に掲げる規則を公布する。  
令和4年7月29日  
世田谷区長 保坂展人

**世田谷区規則第77号**  
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第78号**

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第79号**  
世田谷区立保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第80号**  
世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

**世田谷区規則第81号**  
世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 (平成10年3月世田谷区規則第34号) の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

第9条 令和4年度における第24条の第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定は、令和4年7月1日から適用する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則 (令和2年1月世田谷区規則第4号) の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

5 令和4年度における第26条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。

附 則  
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定は、令和4年7月1日から適用する。

世田谷区立保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立保健福祉センター条例施行規則 (平成9年3月世田谷区規則第35号) の一部を次のように改正する。

第1号様式中

氏名	
生年月日	年
性別	男

	を	氏名
月 日		生年月日
女		
		に改め
年 月 日		

る。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例施行規則 (昭和34年11月世田谷区規則第10号) の一部を次のように改正する。

第2号の6様式及び第3号様式を次のように改める。

様式省略

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第3号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立身近な広場条例施行規則 (平成7年3月世田谷区規則第46号) の一部を次のように改正する。

別表第1の1の部世田谷区立経堂四丁目さくら広場の項の次に次のように加える。

世田谷区立桜丘農業広場	東京都世田谷区桜丘四丁目19番10号
-------------	--------------------

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第18号

庁 中 一 般

世田谷区事案決定手続規程 (昭和54年3月世田谷区訓令甲第4号) の一部を次のように改正する。

令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別表13の部子ども家庭課の款に次のように加える。

6 子育て世帯特別給付金の支給に関する こと。				1 子育て世帯特別給付金の支給を決定すること。
◎世田谷区訓令甲第19号		庁 中 一 般 総 合 支 所	児 童 相 談 所 保 健 所	

出張所  
世田谷区職員健康管理規程(平成22年4月世田谷区訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。  
令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
第11条第1項中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改める。  
第18条第2項中「児童館衛生管理者」の次に「、同条第5項に規定する保育園衛生管理者」を加え、「同条第6項」を「同条第7項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

◎世田谷区訓令甲第20号

庁中一般  
総合支所  
児童相談所  
保健出張所  
世田谷区安全衛生管理者等設置規程(平成33年4月世田谷区訓令甲第16号)の一部を次のように改正する。  
令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
第2条に次の1号を加える。  
(4) 保育園 世田谷区立保育園条例(昭和27年8月世田谷区条例第13号)第1条の規定に基づき設置した保育園をいう。  
第3条第3項中「児童館」の次に「、保育園」を加え、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。  
5 職員数が常時50人以上の保育園に保育園衛生管理者(以下「保育園管理者」という。)を置く。  
第4条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。  
5 保育園管理者は、当該保育園の園長の職にある者をもって充てる。  
第5条第1項中「及び児童館管理者」を「、児童館管理者及び保育園管理者」に改める。  
第9条中「又は世田谷区立児童館衛生委員会設置規程」を「、世田谷区立児童館衛生委員会設置規程」に、「の意見」を「又は世田谷区立保育園衛生委員会設置規程(令和4年7月世田谷区訓令甲第23号)に定める世田谷区立保育園衛生委員会(以下「保育園衛生委員会」という。)の意見」に改める。  
第10条第1項中「児童館を」を「児童館及び保育園を」に改め、「児童館管理者」の次に「及び保育園管理者」を加え、同条第2項中「又は児童館衛生委員会」を「、児童館衛生委員会又は保育園衛生委員会」に改める。

◎世田谷区訓令甲第21号

庁中一般  
総合支所  
児童相談所

保健出張所  
世田谷区安全衛生委員会設置規程(平成33年4月世田谷区訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。  
令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
第2条中「児童館」の次に「、保育園」を加え、「第3条第2項、第3項、第5項、第6項若しくは第8項」を「第3条第2項、第3項、第6項、第7項若しくは第9項」に改め、「、児童館」の次に「、保育園」を加える。  
第3条中「児童館」の次に「及び保育園」を加える。

◎世田谷区訓令甲第22号

庁中一般  
児童館  
世田谷区立児童館衛生委員会設置規程(平成31年4月世田谷区訓令甲第11号)の一部を次のように改正する。  
令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
第2条第2項中「第3条第4項、第6項若しくは第8項」を「第3条第4項、第7項若しくは第9項」に改める。

◎世田谷区訓令甲第23号

庁中一般  
保育園  
世田谷区立保育園衛生委員会設置規程を次のように定める。  
令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
世田谷区立保育園衛生委員会設置規程(趣旨)  
第1条 この規程は、職員の労働安全及び衛生に関する事項を調査審議する世田谷区立保育園衛生委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。  
(定義)  
第2条 この規程において「職員」とは、世田谷区安全衛生管理者等設置規程(平成33年4月世田谷区訓令甲第16号)第2条第2号に規定する職員のうち、保育園に勤務する者をいう。  
2 この規程において、「保育園」、「保育園衛生管理者」、「衛生管理者」又は「産業医」とは、それぞれ世田谷区安全衛生管理者等設置規程第2条第4号又は第3条第5項、第7項若しくは第9項に規定する保育園、保育園衛生管理者、衛生管理者又は産業医をいう。  
(設置)  
第3条 職員が常時50人以上の保育園ごとに、委員会を置く。  
(構成)  
第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。  
(1) 保育園衛生管理者 1人  
(2) 衛生管理者 1人  
(3) 労働安全又は衛生について経験を有する者 2人  
(4) 産業医 1人  
2 前項第2号及び第3号の委員の数は、必要に応じて増やすことができる。  
3 委員長は、第1項第1号の委員がなるものとする。  
(選任)  
第5条 前条第1項第2号の委員は、保育部保育課長が選任する。  
2 前条第1項第3号の委員は、職員団体の推薦に基づき保育部保育課長が選任する。  
(任期)  
第6条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。  
2 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(所掌事項)  
第7条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議し、保育部保育課長に意見を述べるものとする。  
(1) 職員の危険及び健康障害を防止するため基本となるべき対策に関すること。  
(2) 公務災害の原因及び再発防止対策に関する事項で、労働安全及び衛生に関すること。  
(3) 前2号に掲げるもののほか、職員の危険及び健康障害の防止に関すること。  
(開催)  
第8条 委員長は、月1回委員会を開催するものとする。  
2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要と認めるとき、又は委員の3分の1以上の要求があったときは、速やかに委員会を開催しなければならない。  
(定足数、表決等)  
第9条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は出席委員全員の一致により決定するものとする。  
2 保育園衛生管理者は、委員会の開催の都度、遅滞なく、委員会における議事の概要を労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第23条第3項に規定する方法により職員に周知させなければならない。  
(関係職員の出席等)  
第10条 委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。  
(議決事項の尊重)  
第11条 区長及び保育部保育課長等は、委員会の意見を尊重し、議決事項について、速やかに措置を講じるよう努めなければならない。  
(事務局)  
第12条 委員会の事務局を保育部保育課に置く。  
(委任)  
第13条 この規程の実施細目は、別に定める。

告 示

◎世田谷区告示第537号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田

谷区条例第4号)第13条に規定する使用料のうち、水泳場の使用料の収納事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方
  - (1) 名称 株式会社エイト世田谷支店
  - (2) 所在地 東京都世田谷区喜多見四丁目23番21号
- 2 委託対象の施設及び委託期間
  - (1) 施設名 世田谷区立世田谷公園水泳場及び世田谷区立玉川野毛町公園水泳場
  - (2) 委託期間 令和4年7月1日から同年9月20日まで

◎世田谷区告示第538号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 32-27
- 2 変更の区間 世田谷区代田六丁目1051番13の内から1051番97の内まで
- 3 変更の区域
  - 延長 14.07メートル
  - 幅員 0.15メートル
  - 面積 2.19平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年7月1日

◎世田谷区告示第539号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 11-D660-05
- 2 変更の区間 世田谷区代田六丁目1051番97の内
- 3 変更の区域
  - 延長 12.37メートル
  - 幅員 0.58メートルから0.60メートルまで
  - 面積 7.34平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年7月1日

◎世田谷区告示第540号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規

定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第541号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第542号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第543号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第544号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。

令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 CENTE R P O L E A D A P T I V E K I D S
- 2 事業所の所在地 東京都世田谷区船橋一丁目30番3号エグゼ千歳船橋1階B号室
- 3 申請者の名称 一般社団法人センターポール
- 4 指定年月日 令和4年7月1日
- 5 障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス

◎世田谷区告示第545号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第3項及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(令和元年11月世田谷区規則第49号)第7条第1項の規定により告示する。

令和4年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 幼児グループわんぱく
- 2 事業所の所在地 (変更前) 東京都世田谷区千歳台三丁目17番16号 (変更後) 東京都世田谷区松原二丁目21番18号
- 3 申請者の名称 特定非営利活動法人わんぱくクラブ育成会
- 4 変更年月日 令和4年4月1日
- 5 障害児通所支援の種類 児童発達支援

◎世田谷区告示第546号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月4日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月4日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 41-41
- 2 変更の区間 世田谷区東玉川一丁目153番25
- 3 変更の区域
  - 延長 13.34メートル
  - 幅員 0.24メートル
  - 面積 3.27平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年7月4日

◎世田谷区告示第547号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月5日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 28-1
- 2 変更の区間 世田谷区桜一丁目655番32の内
- 3 変更の区域

延長 5.76メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 3.66平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和4年7月5日

**◎世田谷区告示第548号**  
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月5日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D540-09
- 2 変更の区間  
世田谷区東玉川二丁目88番6の内から88番11の内まで
- 3 変更の区域  
延長 10.78メートル  
幅員 0.03メートルから  
0.10メートルまで  
面積 1.01平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月5日

**◎世田谷区告示第549号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月6日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区瀬田二丁目857番5
- 3 変更の区域  
面積 6.13平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月6日

**◎世田谷区告示第550号**  
車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。  
この関係図面は、令和4年7月8日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月8日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名  
特別区道
- 2 指定区間  
世田谷区用賀四丁目23番先から世田谷区用賀四丁目24番先まで
- 3 指定年月日

令和4年7月8日

**◎世田谷区告示第551号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月11日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷三丁目95番1の内から87番51の内まで
- 3 変更の区域  
延長 23.49メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.17メートルまで  
面積 4.05平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月11日

**◎世田谷区告示第552号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月11日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
37-51
- 2 変更の区間  
世田谷区中町一丁目51番5
- 3 変更の区域  
延長 17.75メートル  
幅員 0.25メートル  
面積 4.47平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月11日

**◎世田谷区告示第553号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月12日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
55-13
- 2 変更の区間  
世田谷区八幡山三丁目233番29
- 3 変更の区域  
延長 46.22メートル  
幅員 0.47メートルから  
0.49メートルまで  
面積 22.71平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月12日

**◎世田谷区告示第554号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和4年7月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月12日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山七丁目2223番59
- 3 変更の区域  
延長 10.37メートル  
幅員 0.72メートル  
面積 7.54平方メートル

**◎世田谷区告示第555号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和4年7月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月12日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
杉並区下高井戸一丁目179番4の内
- 3 変更の区域  
延長 15.31メートル  
幅員 0.14メートルから  
0.18メートルまで  
面積 2.49平方メートル

**◎世田谷区告示第556号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月13日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月13日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬一丁目597番1の内
- 3 変更の区域  
延長 11.01メートル  
幅員 0.41メートルから  
0.45メートルまで  
面積 4.75平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月13日

**◎世田谷区告示第557号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月14日

世田谷区公報

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
35-34
- 2 供用開始の区間  
世田谷区粕谷四丁目522番57の内
- 3 供用開始の区域  
延長 7.53メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 7.54平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月14日

**◎世田谷区告示第558号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月14日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月14日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区若林一丁目10番6の内
- 3 変更の区域  
延長 13.53メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.50メートルまで  
面積 2.64平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月14日

**◎世田谷区告示第559号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月15日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区南烏山一丁目115番9の内
- 3 変更の区域  
延長 1.00メートル  
幅員 0.62メートル  
面積 0.62平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月15日

**◎世田谷区告示第560号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月15日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
43-41
- 2 変更の区間

世田谷区北烏山一丁目996番19

- 3 変更の区域  
延長 7.46メートル  
幅員 0.99メートルから  
1.00メートルまで  
面積 7.47平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月15日

**◎世田谷区告示第561号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。  
この関係図面は、令和4年7月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月15日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1  
(3) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区松原三丁目534番1の内  
(2) 世田谷区松原三丁目535番2の内から534番1の内まで  
(3) 世田谷区松原三丁目534番1の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 18.40メートル  
幅員 0.00メートルから  
21.76メートルまで  
面積 352.10平方メートル  
(2) 延長 17.67メートル  
幅員 31.20メートルから  
31.46メートルまで  
面積 374.27平方メートル  
(3) 延長 5.00メートル  
幅員 0.36メートルから  
0.41メートルまで  
面積 1.95平方メートル

**◎世田谷区告示第562号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月15日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区若林三丁目110番8の内
- 3 供用開始の区域  
延長 5.04メートル  
幅員 0.73メートル  
面積 3.69平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月15日

**◎世田谷区告示第563号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月15日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月15日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 41-41  
(2) 42-21
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区東玉川一丁目154番13の内  
(2) 世田谷区東玉川一丁目154番13の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 9.60メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.20メートルまで  
面積 1.76平方メートル  
(2) 延長 13.99メートル  
幅員 0.08メートルから  
0.15メートルまで  
面積 1.67平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月15日

**◎世田谷区告示第564号**  
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。  
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和4年7月15日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
第192号
- 2 指定年月日  
令和4年7月14日
- 3 指定する道路の種別  
道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 4 道路の区域  
世田谷区野沢一丁目62番7の一部から野沢二丁目92番54まで
- 5 道路の幅員  
7.39メートルから7.40メートルまで
- 6 道路の延長  
2.69メートル

**◎世田谷区告示第565号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和4年7月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和4年7月19日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上祖師谷五丁目1020番55
- 3 変更の区域  
延長 7.91メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.39平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和4年7月19日

◎世田谷区告示第566号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年7月20日

- 世田谷区長 保坂展人
- 事業所の名称 NANAIRO COOKING STUDIO 成城
  - 事業所の所在地 東京都世田谷区千歳台三丁目6番1号
  - 事業者の名称 株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
  - 指定年月日 令和4年8月1日
  - サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第567号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号 43-D502-05
- 変更の区間 世田谷区祖師谷一丁目73番127
- 変更の区域  
延長 8.35メートル  
幅員 0.20メートルから0.22メートルまで  
面積 1.83平方メートル
- 供用開始の期日 令和4年7月20日

◎世田谷区告示第568号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号  
(1) 40-19  
(2) 40-19
- 変更の区間  
(1) 世田谷区上野毛二丁目77番44の内  
(2) 世田谷区上野毛二丁目77番44の内
- 変更の区域  
(1) 延長 14.55メートル  
幅員 0.14メートルから0.16メートルまで  
面積 2.28平方メートル

(2) 面積 0.35平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年7月20日

◎世田谷区告示第569号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 36-5
- 変更の区間 世田谷区野沢四丁目235番10の内
- 変更の区域  
延長 11.56メートル  
幅員 0.17メートルから0.18メートルまで  
面積 3.09平方メートル
- 供用開始の期日 令和4年7月20日

◎世田谷区告示第570号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号 32-D518-01
- 変更の区間 世田谷区野沢四丁目235番10の内
- 変更の区域  
延長 8.60メートル  
幅員 0.01メートル  
面積 0.14平方メートル
- 供用開始の期日 令和4年7月20日

◎世田谷区告示第571号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 28-1
- 変更の区間 世田谷区新町一丁目207番8の内から210番4の内まで
- 変更の区域  
延長 5.44メートル  
幅員 0.54メートルから1.09メートルまで  
面積 6.09平方メートル

4 供用開始の期日

令和4年7月20日

◎世田谷区告示第572号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 指定番号 31-D376-01
- 変更の区間 世田谷区新町二丁目233番9の内
- 変更の区域  
延長 9.88メートル  
幅員 0.20メートルから0.22メートルまで  
面積 2.11平方メートル
- 供用開始の期日 令和4年7月20日

◎世田谷区告示第573号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和4年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 40-1
- 変更の区間 世田谷区船橋一丁目123番11の内
- 変更の区域  
延長 1.25メートル  
幅員 3.47メートルから3.65メートルまで  
面積 5.29平方メートル

◎世田谷区告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 認定番号 28-1
- 変更の区間 世田谷区宇奈根二丁目175番の内
- 変更の区域  
延長 26.97メートル  
幅員 0.62メートルから0.63メートルまで  
面積 17.28平方メートル
- 供用開始の期日 令和4年7月20日

令和4年7月22日

◎世田谷区告示第575号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区松原二丁目699番13の内
- 3 変更の区域  
延長 9.48メートル  
幅員 0.59メートルから  
0.62メートルまで  
面積 5.81平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月20日

のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区野沢一丁目53番1の内  
(2) 世田谷区野沢一丁目53番1の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 19.60メートル  
幅員 0.62メートルから  
0.64メートルまで  
面積 12.37平方メートル  
(2) 面積 1.80平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月22日

◎世田谷区告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷大原一丁目1124番44の内から1124番171まで
- 3 変更の区域  
延長 8.82メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 5.61平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月22日

◎世田谷区告示第576号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区宮坂三丁目2324番11の内
- 3 変更の区域  
延長 13.01メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.18メートルまで  
面積 2.32平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月22日

◎世田谷区告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢四丁目26番3の内
- 3 変更の区域  
延長 10.96メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 2.00平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月22日

◎世田谷区告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区玉堤一丁目2363番1
- 3 変更の区域  
延長 21.92メートル  
幅員 1.44メートルから  
1.48メートルまで  
面積 32.06平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月22日

◎世田谷区告示第577号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田一丁目380番15の内
- 3 変更の区域  
延長 10.01メートル  
幅員 0.19メートルから  
0.20メートルまで  
面積 2.00平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月22日

◎世田谷区告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区北沢四丁目653番14の内  
(2) 世田谷区北沢四丁目653番14の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 10.42メートル  
幅員 0.31メートルから  
0.46メートルまで  
面積 4.12平方メートル  
(2) 延長 7.92メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.24メートルまで  
面積 1.68平方メートル
- 4 供用開始の期日

◎世田谷区告示第583号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
42-21
- 2 変更の区間  
世田谷区東玉川一丁目154番9の内
- 3 変更の区域  
延長 8.18メートル  
幅員 0.25メートルから  
0.26メートルまで  
面積 2.11平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和4年7月22日

◎世田谷区告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次



◎世田谷区告示第584号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年7月25日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |                    |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 事業所の名称  | リハビリテーションルームGen.   |
| 2 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区東玉川一丁目6番11号 |
| 3 | 事業者の名称  | 株式会社Gen.           |
| 4 | 指定年月日   | 令和4年8月1日           |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護          |

◎世田谷区告示第585号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。この関係図面は、令和4年7月25日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月25日

世田谷区長 保坂展人

- |   |       |                                |
|---|-------|--------------------------------|
| 1 | 路線名   | 特別区道                           |
| 2 | 指定区間  | 世田谷区宮坂三丁目28番先から世田谷区宮坂三丁目27番先まで |
| 3 | 指定年月日 | 令和4年7月25日                      |

◎世田谷区告示第586号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和4年7月25日

世田谷区長 保坂展人

- |   |          |                       |
|---|----------|-----------------------|
| 1 | 事業所の名称   | 地域福祉おもいでデイサービス世田谷     |
| 2 | 事業所の所在地  | 東京都世田谷区千歳台二丁目29番27号1階 |
| 3 | 事業者の名称   | 株式会社おもいで              |
| 4 | 廃止届受理年月日 | 令和4年6月1日              |
| 5 | サービスの種類  | 地域密着型通所介護             |

◎世田谷区告示第587号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和4年7月25日

世田谷区長 保坂展人

- |   |        |          |
|---|--------|----------|
| 1 | 事業所の名称 | 仁済デイサービス |
|---|--------|----------|

- |   |         |                             |
|---|---------|-----------------------------|
| 2 | 事業所の所在地 | 東京都世田谷区千歳台二丁目29番27号ホワイトビル1階 |
| 3 | 事業者の名称  | 株式会社仁済                      |
| 4 | 指定年月日   | 令和4年8月1日                    |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護                   |

◎世田谷区告示第588号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年7月26日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |                        |
|---|---------|------------------------|
| 1 | 指定変更番号  | 第2899号                 |
| 2 | 指定変更年月日 | 令和4年7月25日              |
| 3 | 指定変更の位置 | 世田谷区北烏山五丁目2295番64の一部   |
| 4 | 道路の幅員   | 4.00メートルから4.01メートルまで   |
| 5 | 道路の延長   | 6.35メートル（総延長29.32メートル） |
| 6 | 申請者氏名   | 住永 直哉                  |

◎世田谷区告示第589号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和4年7月26日

世田谷区長 保坂展人

- |   |       |                    |
|---|-------|--------------------|
| 1 | 指定番号  | 第2900号             |
| 2 | 指定年月日 | 令和4年7月25日          |
| 3 | 指定の位置 | 世田谷区船橋五丁目1106番2の一部 |
| 4 | 道路の幅員 | 4.00メートル           |
| 5 | 道路の延長 | 22.90メートル          |
| 6 | 申請者氏名 | 島田 晴江              |

◎世田谷区告示第590号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月26日

世田谷区長 保坂展人

平成31年3月26日午前11時40分、東京都世田谷区成城四丁目2番9号喜多見不動堂岩屋不動にある祠内にて、風呂敷に包まれた白骨化した頭蓋骨上顎部が発見されました。

上記の頭蓋骨は、身元不明のため、火葬し、保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第591号

行旅死亡人があったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

令和4年7月26日

世田谷区長 保坂展人  
本籍・住所不詳、氏名不詳、年齢不詳、性別不詳、身長171.5センチメートル中肉、頭髪丸坊主、着衣は茶色と黒色横縞シャツ、黒色チェックステテコ、灰色ボクサーパンツ、茶色革靴。

令和元年11月26日、東京都世田谷区宇奈根一丁目5番多摩川河川敷で発見されました。身元不明のため、遺体は火葬し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、世田谷区保健福祉政策部生活福祉課まで申し出てください。

◎世田谷区告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月27日

世田谷区長 保坂展人

- |   |         |                                               |
|---|---------|-----------------------------------------------|
| 1 | 認定番号    | 40-1                                          |
| 2 | 変更の区間   | 世田谷区代沢五丁目276番3地先無番から276番2地先無番まで               |
| 3 | 変更の区域   | 延長 21.87メートル<br>幅員 2.36メートル<br>面積 51.05平方メートル |
| 4 | 供用開始の期日 | 令和4年7月27日                                     |

◎世田谷区告示第593号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年7月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月27日

世田谷区長 保坂展人

- |   |       |                                                                              |
|---|-------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 番号    | (1) 11-Z043<br>(2) 11-Z060                                                   |
| 2 | 位置    | (1) 世田谷区代沢五丁目276番5地先無番から274番1地先無番まで<br>(2) 世田谷区代沢五丁目1219番1地先無番から1218番7地先無番まで |
| 3 | 廃止の期日 | 令和4年7月27日                                                                    |

◎世田谷区告示第594号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和4年7月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月27日

世田谷区長 保坂展人

公 告

- 1 番号
  - (1) 11-Z065
  - (2) 11-Z066
  - (3) 11-Z067
  - (4) 11-Z068

- 2 位置
  - (1) 世田谷区代沢五丁目276番1地先無番から276番5地先無番まで
  - (2) 世田谷区代沢五丁目274番1地先無番
  - (3) 世田谷区代沢五丁目1218番7地先無番
  - (4) 世田谷区代沢五丁目1219番1地先無番から1218番7地先無番まで

- 3 用途
  - 区管理水路

◎世田谷区告示第595号

車両制限令(昭和36年政令第265号)第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令(昭和36年建設省令第28号)第5条第1項の規定により告示する。この関係図面は、令和4年7月28日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 路線名
  - 特別区道
- 2 指定区間
  - 世田谷区新町一丁目21番先から世田谷区新町一丁目22番先まで
- 3 指定年月日
  - 令和4年7月28日

◎世田谷区告示第596号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。この関係図面は、令和4年7月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
  - (1) 36-5
  - (2) 28-1
  - (3) 28-1
- 2 変更の区間
  - (1) 世田谷区松原六丁目1610番12の内
  - (2) 世田谷区松原六丁目1610番12の内
  - (3) 世田谷区松原六丁目1610番13
- 3 変更の区域
  - (1) 延長 63.50メートル
  - 幅員 1.53メートルから2.26メートルまで
  - 面積 122.23平方メートル
  - (2) 延長 32.04メートル
  - 幅員 0.25メートルから0.40メートルまで
  - 面積 11.59平方メートル
  - (3) 延長 20.36メートル
  - 幅員 0.59メートルから0.61メートルまで

- 面積 12.25平方メートル
- 4 供用開始の期日
  - 令和4年7月28日

◎世田谷区告示第597号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和4年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定変更番号 第2901号
- 2 指定変更年月日 令和4年7月28日
- 3 指定変更の位置 世田谷区三宿二丁目235番10の一部
- 4 道路の幅員 6.00メートル
- 5 道路の延長 15.31メートル
- 6 申請者氏名 株式会社M&Hアセットマネジメント

代表取締役 磯邊宏樹

◎世田谷区告示第598号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和4年7月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第599号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和4年7月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和4年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 21-G164
- 2 変更の区間 世田谷区松原二丁目612番8
- 3 変更の区域
  - 延長 5.51メートル
  - 幅員 0.58メートルから0.92メートルまで
  - 面積 3.80平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和4年7月29日

◎世田谷区告示第600号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和4年7月29日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第58号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年7月4日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 桜上水二丁目 696番2 696番4 696番5	東京都武蔵野市 境二丁目2番2号 株式会社飯田産業 代表取締役 築地重彦

◎世田谷区公告第59号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和4年7月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類
  - 東京都市計画防災街区整備方針
- 2 縦覧場所
  - 世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第60号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年7月12日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 中町四丁目 58番38 58番39 58番40 58番41 58番42 58番43	東京都千代田区 飯田橋三丁目13番1号 大和ハウス工業株式会社 支配人 更科 雅俊

◎世田谷区公告第61号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の5第2項の規定により認定を取り消した建築物について、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

令和4年7月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定取消年月日及び認定取消番号
  - 令和4年7月8日付第R04認定0017号
- 2 一団地の区域(地名地番)

<p>世田谷区北烏山八丁目2092番1、2092番12及び2092番13</p> <p>3 建築物の名称 株式会社ワコール北烏山社宅</p> <p>4 認定を取り消した認定番号及び認定年月日 認定番号 第S52認定0004号 認定年月日 昭和52年11月7日</p>	<p>附 則 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定は、令和4年7月1日から適用する。</p>	
<p>規 則 (教)</p>	<p>告 示 (選)</p>	
<p>次に掲げる規則を公布する。 令和4年7月1日 世田谷区教育委員会</p>	<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第20号 令和4年6月22日世田谷区選挙管理委員会告示第14号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。 令和4年7月9日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>以下省略</p>	
<p>世田谷区教育委員会規則第9号 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則</p>	<p>◎世田谷区選挙管理委員会告示第21号 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。 令和4年7月10日 世田谷区選挙管理委員会</p> <p>別紙省略</p>	
<p>幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。 別表第2中「3,200円」を「8,000円」に、「6,400円」を「16,000円」に、「3,000円」を「7,500円」に改める。</p>	<p>告 示 (農)</p>	
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。 (教員特殊業務手当の内払)</p> <p>3 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の幼稚園教育職員の特殊勤務手当に関する規則の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の規則の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</p>	<p>◎世田谷区農業委員会告示第7号 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第24回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。 令和4年7月20日 世田谷区農業委員会会長 穴戸 幸男</p> <p>1 開催日時 令和4年7月25日(月) 午後3時00分</p> <p>2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会室</p> <p>3 審議事項 (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について (3) 第3号議案 その他の事項について</p>	
<p>次に掲げる規則を公布する。 令和4年7月29日 世田谷区教育委員会</p>		
<p>世田谷区教育委員会規則第10号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則</p>		
<p>幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。 附則に次の1条を加える。 第11条 令和4年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。</p>		